第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視船 番号　船名 （略） PC 42　みちなみ PC 43　おきなみ （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視船 番号　船名 （略） PC 42　みちなみ （略）

第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視船 番号　船名 （略） CL 172　あさかぜ CL 173　うきかぜ （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視船 番号　船名 （略） CL 172　あさかぜ （略）

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成三十年二月二十七日
二　第二条の規定　平成三十年三月十二日
三　第三条の規定　平成三十年三月十三日
四　第四条の規定　平成三十年三月十六日
五　第五条の規定　平成三十年三月二十八日
六　第六条の規定　平成三十年三月三十日

○海上保安庁告示第二十二号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月二十三日

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表（第一条関係）			
種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
小型飛行機（最大離陸重量2,500kg以下のもの）	ＳＡ391	デキストロン・アビエーション式172Ｓ型	ＪＡ391Ａ
	ＳＡ392	同	ＪＡ392Ａ
	ＳＡ393	同	ＪＡ393Ａ
	ＳＡ394	同	ＪＡ394Ａ
	ＳＡ395	同	ＪＡ395Ａ
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
別表（第一条関係）			
種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
小型飛行機（最大離陸重量2,500kg以下のもの）	ＳＡ391	デキストロン・アビエーション式172Ｓ型	ＪＡ391Ａ
	ＳＡ395	同	ＪＡ395Ａ
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成三十年二月二十七日から施行する。